

平成30年3月

# 伊那市議会定例会議案書

平成30年2月26日

平成30年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…	5
議案第2号	伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例…	6
議案第3号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例…	7
議案第4号	伊那市税条例の一部を改正する条例…	10
議案第5号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	11
議案第6号	伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例…	12
議案第7号	伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	13
議案第8号	伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	14
議案第9号	伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	16
議案第10号	伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…	17
議案第11号	伊那市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める条例…	19
議案第12号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例…	25
議案第13号	伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例…	27
議案第14号	伊那市介護保険条例の一部を改正する条例…	28
議案第15号	伊那市サテライトオフィス条例…	29
議案第16号	伊那市旧中村家住宅条例…	32
議案第17号	伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例…	35
議案第18号	伊那市転作促進研修施設条例の一部を改正する条例…	36
議案第19号	伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例…	37
議案第20号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例…	38
議案第21号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例…	40

議案第22号	伊那市都市公園条例の一部を改正する条例……………	42
議案第23号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	44
議案第24号	伊那市防災コミュニティセンター条例……………	46
議案第25号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	51
議案第26号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	53
議案第27号	財産（土地）の譲与について……………	59
議案第28号	財産（土地）の譲与について……………	61
議案第29号	財産（建物）の譲与について……………	63
議案第30号	財産（建物）の譲与について……………	64
議案第31号	公の施設の指定管理者の指定について……………	65
議案第32号	平成29年度伊那市一般会計第9回補正予算について……………	66
議案第33号	平成29年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について…	67
議案第34号	平成29年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予 算について……………	68
議案第35号	平成29年度伊那市後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につい て……………	69
議案第36号	平成29年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について…………	70
議案第37号	平成29年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第3回補正予算 について……………	71
議案第38号	平成29年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について……………	72
議案第39号	平成29年度伊那市下水道事業会計第2回補正予算について……………	73
議案第40号	平成29年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……	74
議案第41号	平成30年度伊那市一般会計予算について……………	75
議案第42号	平成30年度伊那市国民健康保険特別会計予算について……………	76
議案第43号	平成30年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	77
議案第44号	平成30年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について……………	78
議案第45号	平成30年度伊那市介護保険特別会計予算について……………	79
議案第46号	平成30年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について……………	80
議案第47号	平成30年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について……	81
議案第48号	平成30年度伊那市水道事業会計予算について……………	82
議案第49号	平成30年度伊那市下水道事業会計予算について……………	83

議案第50号	平成30年度伊那市自動車運送事業会計予算について……………	84
--------	-------------------------------	----

伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

伊那市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「100 分の 50」を「100 分の 40」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 28」に改め、同項第 3 号中「100 分の 25」を「100 分の 20」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ、特別職の職員の退職手当の支給率の改定を行うため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 8 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項第 5 号」に改める。

附則第 7 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年伊那市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ、一般職の職員の退職手当の調整率の改定を行うため、提案するものであります。

## 伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 7 条関係）

名称	目的及び用途	会計名
財政調整基金	市財政の健全な運営を図るため、次に掲げる費用の財源に充てる。 1 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるために要する費用 2 災害により生じた費用又は災害により生じた減収を埋めるために要する費用 3 緊急に実施することが必要となった建設事業に要する費用その他必要やむを得ない理由により生じた費用 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のために要する費用	伊那市一般会計
減債基金	市債の償還のため、その財源に充てる。	伊那市一般会計
高遠町地域振興基金	旧高遠町の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
長谷地域振興基金	旧長谷村の地域の振興及び開発に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
福祉基金	高齢者等福祉の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
文化美術等振興基金	市民の文化活動の充実及び文化振興並びに美術館等の施設整備及び芸術の振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
さくら基金	さくらの事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
診療所整備等基金	診療所の施設整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市国民健康保険直営診療所

		特別会計
国民健康保険基金	国民健康保険の保険給付に要する費用等に不足を生じた場合の財源に充てる。	伊那市国民健康保険特別会計
介護給付費準備基金	介護保険給付費及び長野県財政安定化基金拠出金の財源に充てる。	伊那市介護保険特別会計
職員退職手当基金	伊那市職員（伊那市職員定数条例（平成18年伊那市条例第22号）第2条に規定する職員）が退職した場合に支給する退職手当の財源に充てる。	伊那市一般会計
まちづくり基金	合併後の市民の連帯強化及び地域振興に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ふるさと応援基金	ふるさと伊那市を応援したいという寄附者の意向を反映したまちづくりに要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備、維持管理等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
土地取得基金	公有地の購入、管理及び売却に要する費用の財源に充てる。	伊那市公有財産管理活用事業特別会計
公共施設等管理基金	公共施設等の長寿命化、更新、統廃合等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ミドリナ基金	伊那市50年の森林（もり）ビジョンの推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
ばら基金	ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例による改正前の伊那市積立基金条例に規定するふるさと創生基金、文化振興基金、美術等振興基金、老人保健福祉施設建設基金、地域振興開発基金、過疎地域振興基金及び高遠さくらホテル整備等基金は、当該基金の出納の整理に必要な限度において、平成30年5月31日までは、なお存続するものとする。



平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公共施設等管理基金、ミドリナ基金及びばら基金を設置するとともに、一部の基金を整理するため、提案するものであります。

伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の第 34 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

伊那市老人福祉センター等条例（平成18年伊那市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

老人憩の家手良荘	伊那市手良沢岡863番地2
老人憩の家西春近荘	伊那市西春近5140番地3
伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地

」を

「

伊那市高遠町老人福祉センター	伊那市高遠町長藤1770番地
----------------	----------------

」に

改める。

第12条、別表第1第1項及び別表第2第1項中「、老人憩の家手良荘、老人憩の家西春近荘」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

老人憩の家手良荘及び老人憩の家西春近荘を廃止するため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項第 1 号」の次に「、第 79 条第 2 項第 1 号」を加える。

第 3 条を次のように改める。

（指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業の申請者の資格）

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 12 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。

2 法第 79 条第 2 項第 1 号、第 115 条の 12 第 2 項第 1 号及び第 115 条の 22 第 2 項第 1 号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 9 条第 1 項中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 11 条の 4 第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 19 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 21 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 23 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲

げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第26条の見出し中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「入所者生活介護」を加え、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第27条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10」を「施行規則第17条の12」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

#### （提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 24 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。



伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「市町村」の次に「（特別区を含む。）」を、「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第5号中「における指定介護予防サービス事業者」の次に「（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）」を加え、同条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第5条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス計画 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅サービス計画をいう。
- (2) 指定居宅介護支援 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (3) 基準該当居宅介護支援 法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第 2 4 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との

連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第4条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第5条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業者指定に係る事業所をいう。）の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に

基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところに

より行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持

に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（準用）

第6条 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、市長が規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものであります。



伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第 19 条－第 24 条）

第 5 章 廃棄物の処理手数料等（第 25 条－第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条）

」を

「第 4 章 廃棄物の処理手数料等（第 19 条－第 21 条）

第 5 章 雑則（第 22 条）

」に改める。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項の表中

「

三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤 5 3 9 2 番地 4
--------------	--------------------

」を

「

三峰川レストパークトイレ	伊那市美篤 5 3 9 2 番地 4
塩供公衆トイレ	伊那市高遠町長藤 3 7 6 8 番地

」に

改め、同項を同条とする。

第 5 条第 2 項中「前条第 1 項に規定する施設（以下「処理施設」という。）」を「施設」に改める。

第 7 条の 2 を削る。

第 12 条第 1 項中「。以下同じ」を削る。

第 14 条中「。以下「令」という。」を削る。

第 4 章を削る。

第 5 章中第 25 条を第 19 条とし、第 26 条を第 20 条とする。

第 27 条中「第 25 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 21 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 6 章中第 28 条を第 22 条とする。

第 6 章を第 5 章とする。

別表第 1 中「（第 25 条関係）」を「（第 19 条関係）」に改める。

別表第 2 中「（第 26 条関係）」を「（第 20 条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市一般廃棄物最終処分場を廃止し、及び塩供公衆トイレを設置するため、提案するものであります。

伊那市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊那市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年伊那市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第 4 号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

後期高齢者医療制度の住所地特例の見直しに伴い、保険料を徴収すべき被保険者を追加するため、提案するものであります。

伊那市介護保険条例の一部を改正する条例

伊那市介護保険条例（平成18年伊那市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「26,890円」を「29,590円」に改め、同項第2号中「35,860円」を「39,460円」に改め、同項第3号中「41,830円」を「46,030円」に改め、同項第4号中「53,780円」を「59,180円」に改め、同項第5号中「59,760円」を「65,760円」に改め、同項第6号中「71,710円」を「78,910円」に改め、同項第7号中「80,680円」を「88,780円」に改め、同項第8号中「89,640円」を「98,640円」に改め、同項第9号中「101,590円」を「111,790円」に改め、同項第10号中「113,540円」を「124,940円」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「23,900円」を「26,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第9条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

第7期介護保険事業計画（平成30年度から平成32年度まで）に基づき、介護保険の保険料率を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市サテライトオフィス条例

## (設置)

第1条 新たな拠点設置を目指している者及び新規に事業を開始しようとする者等を支援することで、市内への事務所の立地、起業及び新たな産業の育成を推進し、地域経済の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、サテライトオフィス（以下「施設」という。）を設置する。

## (名称、棟名及び位置)

第2条 施設の名称、棟名及び位置は、次のとおりとする。

名称	棟名	位置
伊那市サテライトオフィス	A棟	伊那市下新田3008番地
	B棟	伊那市下新田3007番地
	C棟	伊那市下新田3006番地

## (使用対象者)

第3条 施設を使用することができる者は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業に該当する産業を営む個人又は法人のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が使用させることが適当であると認めたものとする。

- (1) 拠点となる事務所を有する者で、施設を使用した後において、新たに市内へ事務所を開設しようとしているもの
- (2) 新規に事業を開始しようとする者又は事業を開始した日以後5年を経過していない者で、市内へ拠点となる事務所を開設しようとしているもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に適当と認める者は、施設を使用することができるものとする。

## (使用の申請及び許可)

第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

## (使用期間)

第5条 施設の使用期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲で使用期間を延長することができる。

## (使用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失す

るおそれのあるとき。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第4条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を納期限までに納付しないとき。

(5) 第6条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を毎月末までに納入しなければならない。

2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 使用者が使用する施設等の光熱水費及び通信費

(2) 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設等の修繕等に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

(特別の設備)

第12条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(報告)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、使用者に対し、事業の実施状況その他の事項の報告を求めることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(財政上の措置)

第16条 市は、施設を使用した者が市内に新たに事業を継続する事務所等を開設したときは、補助金の交付その他の必要な財政上の措置を講ずることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表（第9条関係）

##### 伊那市サテライトオフィス使用料

区分		使用料（月額）
A棟	1室につき	35,000円
	1棟使用	70,000円
B棟		40,000円
C棟		40,000円

備考 施設の使用期間が1月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。）。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市サテライトオフィスを設置するため、提案するものであります。

伊那市旧中村家住宅条例

(設置)

第1条 旧中村家住宅の保存を図るとともに、施設を利活用することによって地域振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、旧中村家住宅を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧中村家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 旧中村家住宅

位置 伊那市高遠町西高遠184番地

(事業)

第3条 旧中村家住宅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史文化遺産の保存活用に関すること。
- (2) 観光及び商業の振興に関すること。
- (3) 地域住民活動の振興に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 旧中村家住宅の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧中村家住宅の使用の許可、使用の停止等に関する業務
- (2) 旧中村家住宅の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旧中村家住宅の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開業時間及び休業日)

第6条 旧中村家住宅の開業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 開業時間 午前10時から午後5時まで
- (2) 休業日 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、旧中村家住宅の開業時間及び休業日を変更することができる。

(使用の許可)

第7条 旧中村家住宅を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとする場合も、同様とする。



2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 施設等を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旧中村家住宅の管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、旧中村家住宅の使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、旧中村家住宅の管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長が旧中村家住宅の管理を行う場合における第6条から第8条まで及び第10条の規定の運用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
-----	------------------------------	--------------------

第7条、第8条及び第 10条	指定管理者	市長
-------------------	-------	----

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

旧中村家住宅を設置するため、提案するものであります。

伊那市生活改善センター及び集会施設条例の一部を改正する条例

伊那市生活改善センター及び集会施設条例（平成 18 年伊那市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号の表中

「

鍛冶村生活改善センター	伊那市高遠町東高遠 1 4 5 5 番地の 1
五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠 2 8 3 番地 2

」を

「

五番組生活改善センター	伊那市高遠町東高遠 2 8 3 番地 2
-------------	----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

鍛冶村生活改善センターを廃止するため、提案するものであります。

伊那市転作促進研修施設条例の一部を改正する条例

伊那市転作促進研修施設条例（平成 18 年伊那市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を削り、同条に次のように加える。

名称 上牧転作促進研修センター  
位置 伊那市上牧 6350 番地 1

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

小出転作促進研修センターを廃止するため、提案するものであります。

伊那市林業振興施設条例の一部を改正する条例

伊那市林業振興施設条例（平成18年伊那市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1
炭焼体験学習施設	伊那市高遠町藤沢4815番地1

」を

「

長谷山村広場施設	伊那市長谷非持3516番地1
----------	----------------

」に

改める。

第11条第1項中「及び炭焼体験学習施設」を削る。

別表(3)を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

炭焼体験学習施設を廃止するため、提案するものであります。

## 伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成 18 年伊那市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

別表(3)を次のように改める。

## (3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金

区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1 棟（6 人用）	12,000 円
オートキャンプ サイト	宿泊使用	1 サイト	10,000 円
	日帰り使用	1 サイト	6,000 円
テントサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1 人	1,500 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	750 円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1 人	750 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	500 円
ロッジ	宿泊使用	1 人	1,500 円
貸しテント（6 人用）	1 泊		5,000 円
貸しシュラフ	1 泊		1,000 円
コイン式シャワー	1 回（4 分間）		300 円

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

鹿嶺高原キャンプ場の利用料金を改定するため、提案するものであります。

## 伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

## 別表第1中

「

伊那市山寺2531番地	木造	30.57	昭和29年度	2戸
伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度	3戸

」を

「

伊那市山寺2531番地	木造	30.57	昭和29年度	1戸
伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度	2戸

」に、

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	24戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	28戸

」を

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度	16戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	24戸

」に、

「

伊那市若宮7380番地252	簡平	33.76	昭和47年度	18戸
----------------	----	-------	--------	-----

」を

「

伊那市若宮7380番地252	簡平	33.76	昭和47年度	12戸
----------------	----	-------	--------	-----

」に、

「

西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度	4戸
	伊那市西春近4928番地18	簡平	31.32	昭和39年度	8戸

」を

「

西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度	4戸
-------	--------------	----	-------	--------	----

」に



改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

市営住宅のうち使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

伊那市都市公園条例の一部を改正する条例

伊那市都市公園条例（平成 18 年伊那市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 1 条の 8 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 60 とする。

第 28 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

別表中

「

伊那北公園	伊那市山寺 1937 番地 6
-------	-----------------

」を

「

伊那北公園	伊那市山寺 1937 番地 6
高遠花の丘公園	伊那市高遠町東高遠 973 番地 1

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）等の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、高遠花の丘公園を設置するため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」及び「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「新条例」という。）第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市防災コミュニティセンター条例

(設置)

第 1 条 学習及び文化活動を通して市民相互の交流を促進するとともに、災害発生時における災害対策活動の拠点とするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定により、防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊那市防災コミュニティセンター

位置 伊那市西町 5824 番地 1

(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、センターにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの使用の許可、使用の停止等に関する業務

(2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は伊那市教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(開館時間及び休館日)

第 5 条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、センターの開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第 6 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれのあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員

の利益になると認めるとき。

(4) センターの管理及び運営上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金)

第8条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当の理由があると認めたとき。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第12条 使用者は、センターに特別の設備等をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担において設備等をさせることができる。

(物品の販売)

第13条 使用者は、物品の販売その他これに類する行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

(1) 使用者が、この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りがあったとき。

(4) 災害等非常事態の発生により、災害対策活動の拠点施設として利用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは

許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、使用に際し施設等に損害を与えた場合には、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第17条 第3条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、センターの管理を自ら行うことができる。

2 前項の規定により市長がセンターの管理を行う場合における第5条から第7条まで、第12条から第14条まで及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第6条、第7条及び第12条から第14条まで	指定管理者	市長
別表	(第8条関係)	(第18条関係)
別表	利用料金	使用料

(使用料)

第18条 第8条の規定にかかわらず、市長が管理するセンターを利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第19条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第20条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始日前7日までに使用許可の取消しを申請した場合において、市長が、相当の理由があると認めるとき。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則



この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

施設等利用料金

1 ホール等

使用区分	利用料金					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
多目的ホール	2,800円	4,000円	5,600円	6,800円	9,600円	12,400円
第1研修室、第2研修室、第3研修室、第4研修室、和室及び創作室	700円	1,000円	1,400円	1,700円	2,400円	3,100円
調理室	1,000円	1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円

備考

- 1 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収して使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 2 物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の150に相当する額とする。
- 3 入場料を徴収し、かつ、物品の販売を含む営利又は営業のために使用する利用料金の額は、当該区分に定める額の100分の225に相当する額とする。
- 4 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が使用する場合の利用料金の額は、当該区分に定める額（1から3までの規定により増額された場合は、増額された額）の100分の200に相当する額とする。
- 5 1から4までの規定により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

2 附属設備等

区分	利用料金
附属設備を使用する場合	市長が別に定める額
冷房又は暖房を使用する場合	

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市防災コミュニティセンターを設置するため、提案するものであります。

## 伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

## 第 2 条第 4 号の表中

「

片倉マレットゴルフ場	伊那市高遠町藤沢 7 0 5 1 番地 3
勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間 7 0 1 番地 1

」を

「

勝間マレットゴルフ場	伊那市高遠町勝間 7 0 1 番地 1
------------	---------------------

」に

改める。

## 別表第 1 中

「

片倉マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
勝間マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで

」を

「

勝間マレットゴルフ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 5 時から午後 6 時まで
------------	-----------------------	------------------

」に

改める。

## 別表第 2 第 15 項中

「

片倉マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額
勝間マレットゴルフ場	

」を

「

勝間マレットゴルフ場	指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別
------------	----------------------

に定める額」に

改め、同表第20項中

「

専用	午前8時30分から午後7時まで	1時間につき	1,400円
使用	午後7時から午後9時30分まで	1時間につき	2,300円

」を

「

専用	午前8時30分から午後7時まで	1時間につき	400円
使用	午後7時から午後9時30分まで	1時間につき	600円

」に

改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

片倉マレットゴルフ場を廃止し、及び伊那里体育館の利用料金を改定するため、提案するものであります。

## 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

## 記

氏 名	生 年 月 日	住 所	備考
平澤 光子	昭和 19 年 9 月 18 日	長野県伊那市荒井 4327 番地 4	再任
井上 康良	昭和 26 年 2 月 22 日	長野県伊那市東春近 903 番地 1	再任
本郷 要	昭和 28 年 10 月 14 日	長野県伊那市手良野口 268 番地	新任

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

## （提案理由）

平澤光子委員、井上康良委員及び向山さやみ委員が平成 30 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は 3 年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

ひら さわ みつ こ  
平 澤 光 子

昭和19年9月18日生（満73歳）

本 籍 長野県伊那市荒井3637番地1

住 所 長野県伊那市荒井4327番地4

## 最 終 学 歴

昭和42年 3月 信州大学医学部附属看護学校卒業

## 職 歴

自	昭和42年	4月	信州大学医学部附属病院
至	昭和45年	3月	
自	昭和45年	4月	信州大学医学部附属看護学校専任教員
至	昭和48年	3月	
自	昭和48年	4月	長野県駒ヶ根看護専門学校専任教員
至	平成4年	3月	
自	平成4年	4月	長野県駒ヶ根看護専門学校教務主任
至	平成5年	3月	
自	平成5年	4月	長野県駒ヶ根看護専門学校教頭
至	平成9年	3月	
自	平成9年	4月	長野県駒ヶ根病院看護師長
至	平成11年	3月	
自	平成11年	4月	長野県駒ヶ根病院副総看護師長
至	平成14年	3月	
自	平成14年	4月	長野県立こども病院副院長兼看護部長
至	平成17年	3月	
自	平成17年	4月	長野県看護大学学生相談員
至	平成20年	3月	
自	平成21年	4月	長野県福祉大学校保育学科非常勤講師
至	平成25年	3月	

## 公 職 歴

自	平成 2 1 年	4 月	人権擁護委員（3 期目）
至	現	在	
自	平成 2 4 年	5 月	伊那市教育委員会委員
至	平成 2 8 年	5 月	
自	平成 2 5 年	4 月	長野県伊那保健所感染症診査協議会委員（3 期目）
至	現	在	
自	平成 2 8 年	6 月	伊那市行政不服審査会委員
至	現	在	
自	平成 2 8 年 1 2 月	民生委員・主任児童委員	
至	現		在

# 略 歴

いの うえ やす よし  
井 上 康 良

昭和26年2月22日生（満67歳）

本 籍 長野県伊那市東春近905番地

住 所 長野県伊那市東春近903番地1

## 学 歴

昭和48年 3月 東京農業大学農学部卒業  
平成 4年 3月 岐阜大学大学院教育学研究科特別専攻科修了

## 職 歴

自 昭和48年 4月 大鹿村立鹿塩中学校教諭  
至 昭和51年 3月  
自 昭和51年 4月 長野県内中学校教諭  
至 昭和62年 3月  
自 昭和62年 4月 長野県伊那養護学校教諭  
至 平成 6年 3月  
自 平成 6年 4月 長野県内小学校教諭  
至 平成13年 3月  
自 平成13年 4月 長野県内小学校教頭  
至 平成19年 3月  
自 平成19年 4月 中川村立中川東小学校校長  
至 平成21年 3月  
自 平成21年 4月 南箕輪村立南箕輪中学校校長  
至 平成23年 3月  
自 平成24年 4月 南信教育事務所特別支援教育推進員  
至 平成27年 3月



公 職 歴

自 平成 2 4 年 4 月  
至 現 在

人権擁護委員（2期目）

# 略 歴

ほん ごう かなめ  
本 郷 要

昭和 28 年 10 月 14 日生 (満 64 歳)

本 籍 長野県伊那市手良野口 268 番地

住 所 長野県伊那市手良野口 268 番地

## 最 終 学 歴

昭和 53 年 3 月 中央大学文学部卒業

## 職 歴

自	昭和 53 年	4 月	伊那農業協同組合
至	昭和 58 年	8 月	
自	昭和 58 年 10 月	ユニバーサルソフトウェア株式会社	
至	平成 3 年 11 月		
自	平成 4 年	1 月	株式会社スワデータシステム
至	平成 5 年	8 月	
自	平成 5 年	9 月	プライムソフト (自営業)
至	現	在	

## 公 職 歴

自	平成 10 年	4 月	伊那市交通安全協会手良支部事務局
至	平成 12 年	3 月	

財産（土地）の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する土地 伊那市長谷非持 3822 番 5 ほか 6 筆  
(別記のとおり)
- 2 譲与する相手先 伊那市長谷非持 2677 番地 1  
非持山区  
区長 池上 均
- 3 譲与する日 平成 30 年 7 月 1 日

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

貸借契約満了により、長谷非持の保安林の一部を非持山区に譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産（土地）の一覧

地 番	地 目	地 積 (㎡)
伊那市長谷非持 3 8 2 2 番 5	保安林	4, 8 7 6. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 8 番 1	保安林	1 6 9, 2 8 9. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 8 番 2	保安林	2 2 5, 8 1 8. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 8 番 3	保安林	3 6, 6 5 4. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 9 番 2	保安林	1 8, 4 5 9. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 9 番 5	保安林	5, 6 3 0. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 3 0 番 4	保安林	2 6, 6 9 7. 0 0
合 計	7 筆	4 8 7, 4 2 3. 0 0

財産（土地）の譲与について

下記のとおり土地を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する土地 伊那市長谷非持 3823 番 1 ほか 12 筆  
(別記のとおり)
- 2 譲与する相手先 伊那市長谷非持 509 番地 1  
非持区  
区長 田中 章司
- 3 譲与する日 平成 30 年 7 月 1 日

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

貸借契約満了により、長谷非持の原野の一部を非持区に譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産（土地）の一覧

地 番	地 目	地 積 (㎡)
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 1	原野	1 3 1, 9 9 0. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 2	原野	5 6 8. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 3	原野	5 1 2. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 7	原野	7 2, 0 1 3. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 8	原野	5, 9 6 3. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 9	原野	5 0, 2 6 4. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 3 番 1 0	原野	3, 9 7 3. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 4 番 2 0	原野	2 4 4. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 4 番 2 1	原野	1 5 4, 5 0 5. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 4 番 2 2	原野	9 7, 7 8 8. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 4 番 2 3	原野	4, 1 5 5. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 5 番 3	原野	8, 2 5 4. 0 0
伊那市長谷非持 3 8 2 5 番 4	原野	5, 0 5 1. 0 0
合 計	1 3 筆	5 3 5, 2 8 0. 0 0

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
  - (1) 所在地 伊那市高遠町東高遠 1 4 5 5 番地の 1
  - (2) 名称 鍛冶村生活改善センター
  - (3) 構造規模 木造 平屋建て  
49.68 平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市高遠町東高遠 1 4 5 5 番地の 1  
鍛冶村  
総代 河原崎 貴
- 3 譲与する日 平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

鍛冶村生活改善センターを鍛冶村に譲与するため、提案するものであります。

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
  - (1) 所在地 伊那市西春近1335番地イ
  - (2) 名称 小出転作促進研修センター
  - (3) 構造規模 鉄骨モルタル造り 2階建て  
311.04平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市西春近1415番地3  
山本地区  
総代 宮下 岳
- 3 譲与する日 平成30年4月1日

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

小出転作促進研修センターを山本地区へ譲与するため、提案するものであります。



## 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 防災コミュニティセンター

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
伊那市防災コミュニティセンター	一般財団法人伊那市振興公社	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 29 年度伊那市一般会計第 9 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市一般会計第 9 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成29年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 29 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



平成 29 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度伊那市下水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成29年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 3 0 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、平成 30 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝



平成 3 0 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 30 年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 30 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、平成 30 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成30年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成30年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

平成30年2月26日提出

伊那市長 白鳥 孝